

訴訟上の和解について

1. 趣旨

平成27年8月27日、文京区向丘一丁目において、区清掃車と普通自動二輪車との間で起きた接触事故に関し、相手方から損害賠償請求の訴訟が提起されたが、和解案がまとまったので報告するものである。

2. 和解案内容

区は、相手方に対し、本件交通事故に関する損害賠償債務として、既払金の他に、1,500万円の支払義務のあることを確認する。

3. 事故の概要

① 発生日時

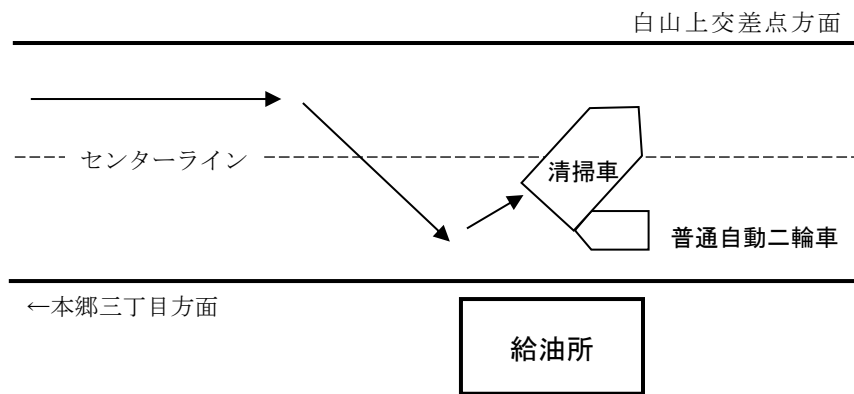
平成27年8月27日 午前10時40分頃

② 発生場所

文京区向丘一丁目7番11号先路上

③ 状況

区清掃車が、燃料給油に向うため国道17号線を旧向丘地域活動センター方面から白山上交差点方面に走行し給油所手前で停止した。その後右折にて給油所に入ろうとしたが既に車両が給油中のため、前進で入れなかった。そこで後退にて給油所内に入ろうとしたところ、対向車線前方から直進してきた普通自動二輪車と衝突した。



4. 被害の状況

文京区：清掃車〔小型プレス車〕(1名) 物損：車両右後部損傷

相手方：普通自動二輪車(1名) 人身 右肩関節脱臼骨折、右肩関節の機能障害等
物損 普通自動二輪車廃車、付属品・携帯品等破損

5. その他

損害賠償経費は、区加入の事業用総合自動車保険により措置される。